

# 運営指導における 主な指導事項

介護老人保健施設 編

埼玉県福祉監査課

## 従業員の員数・研修

1. 薬剤師の員数は、常勤換算方法で入所者の数を300で除した数以上を配置すること。
2. 看護職員の員数は、看護・介護職員の総数の7分の2程度とすること。
3. 施設基準で定められた全従業者に対する研修は、新規採用時及び定期的を実施すること。

## サービス提供の記録

週2回の入浴が確認できない時期があった。提供したサービス内容を適切に記録すること（代替措置の記録を含む）。

## 取扱方針(身体的拘束等の適正化)

1. 身体的拘束等の適正化のための指針に盛り込むべき内容を記載すること。
2. 身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施すること（新規採用時を含む）。
3. 身体的拘束等適正化検討委員会の開催結果について、議事録を作成し全従業員に周知徹底を図ること。

## 非常災害対策

1. 非常災害に関する具体的計画を策定し、従業者への周知と訓練を十分に行うこと。
2. 浸水想定区域に立地している場合は、水防法に基づく避難確保計画を策定し、計画に基づく避難訓練を実施すること。

## 事故発生の防止及び発生時の対応

1. 事故発生の防止のための指針について、必要事項を盛り込むこと。
2. 新規採用職員に対し、事故発生の防止のための研修を実施したことを明確に記録すること。
3. 骨折等で医療機関を受診又は入院した事故が発生した時は、危機管理マニュアルに従い、市町村及び県福祉事務所に事故報告等を提出すること。
4. 利用者等の生命・身体に重大な結果が生じるおそれがある事故が発生した時は、危機管理マニュアルに従い、市町村及び県福祉事務所に事故報告等を提出すること。

## 短期集中リハビリテーション実施加算

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士への医師の指示は明確に記録しておくこと。

## 口腔衛生管理加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作成すること。

## 所定疾患施設療養費

医師による診断、診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置等の内容について、診療録に明確に記録すること。

肺炎の者又は尿路感染症の者に対しては診療に当たり検査を行うこと。